

# 電気料金プラン定義書

## 【マイホームあかり・ライト】

平成30年8月1日実施  
京葉瓦斯株式会社

## 目次

1. 実施期日 .....	- 1 -
2. 定義 .....	- 1 -
3. 適用条件 .....	- 1 -
4. 供給電気方式、供給電圧および周波数 .....	- 1 -
5. 契約電流 .....	- 1 -
6. 適用開始日 .....	- 1 -
7. 電気料金 .....	- 2 -
8. 契約電流または電気料金プランの変更 .....	- 3 -
9. マイホームあかり・ライトの定義書の変更および廃止 .....	- 3 -
別 表 .....	- 4 -
1. 燃料費調整 .....	- 4 -

電気料金プラン定義書【マイホームあかり・ライト】（以下「マイホームあかり・ライトの定義書」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「電気需給約款」といいます。）にもとづき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を小売するときの料金その他の条件を定めたものです。なお、マイホームあかり・ライトの定義書に定める基本料金、電力量料金、割引額および燃料費調整における基準単価の金額は、全て消費税等相当額を含みます。

## 1. 実施期日

マイホームあかり・ライトの定義書は、平成30年8月1日より実施します。

## 2. 定義

電気需給約款に定義される用語は、マイホームあかり・ライトの定義書においても同様の意味で使用します。

## 3. 適用条件

マイホームあかり・ライトの定義書にもとづく電気料金プラン（以下「マイホームあかり・ライト」といいます。）は電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (1) 契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (2) 1需要場所において動力をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において動力をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、当社が認めたときは、(1)に該当し、かつ、(2)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
- (3) マイホームあかり・ライトの定義書で定義される電気を動力に使用しないこと。

## 4. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツとします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

## 5. 契約電流

- (1) 契約電流は、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、1年間を通じての最大負荷を基準としてお客さまから申し出ていただきます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。
- (2) 送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置を取り付けることがあります。

## 6. 適用開始日

- (1) マイホームあかり・ライトの適用開始日は、電気需給約款6に規定する電気需給契約の申し込みの場合には、電気需給約款9(1)に規定する需給開始日とします。

- (2) 電気需給約款 2 9 に規定する電気料金プランの変更の場合には、原則として、当社が変更を承諾した後に到来する電気の計量日とします。

## 7. 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金および電気需給約款別表 1 (3) の規定によって計算された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計から割引額を差し引き、1 円未満の端数を切り捨てたものとします。

### (1) 基本料金

基本料金は、1 か月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約電流 30 アンペア	842.40 円
契約電流 40 アンペア	1,123.20 円
契約電流 50 アンペア	1,404.00 円
契約電流 60 アンペア	1,684.80 円

### (2) 電力量料金

1 か月の電力量料金は、電気需給約款 1 5 に規定する当月の使用電力量により、次のとおりとします。ただし、別表 1 (1) ① の規定によって計算された平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合は、別表 1 (1) ④ の規定によって計算された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1 (1) ① の規定によって計算された平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合は、別表 1 (1) ④ の規定によって計算された燃料費調整額を加えたものとします。

電 力 量 区 分	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19.50 円
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24.99 円
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.13 円

### (3) 割引額

- ① 割引額は、② に規定する割引前料金額に③ に規定する割引率を乗じて算定し、算定結果の 1 円未満の端数を切り上げたものとします。
- ② 割引前料金額は、(1) に規定する基本料金と (2) に規定する電力量料金（燃料費調整額を含む）の合計とします。
- ③ 割引率は、電気を使用する需要場所において、当社との間で締結しているガス使用契約の種別に応じて設定します。その割引種別、適用条件ならびに割引率は次のとおりです。

a. ペア割 (定率)	家庭用ガス暖房プラン、家庭用ガス温水床暖房プラン ならびに家庭用コージェネレーションシステムプラン 以外の当社とのガス使用契約を締結していること	0.5%
b. ほっと割	家庭用ガス暖房プランまたは家庭用ガス温水床暖房プラン	0.7%

(定率)	を締結していること	
c. ピカ割 (定率)	家庭用コージェネレーションシステムプラン を締結していること	1. 0%

- ④ 電気需給約款 18 の規定により電気料金を日割計算する場合であっても、割引額は日割計算しません。
- ⑤ ③の規定にかかわらず、電気の計量日において、新たにガスの使用を開始していない場合は、当該計量日を含む使用期間の割引額は0円とします。
- ⑥ お客さまが、③に規定する適用条件を満たさないことが判明した場合は、判明した日以降に到来する電気の計量日を含む使用期間の割引額は0円とします。
- ⑦ お客さまがガス使用契約の種別を変更した場合は、変更後のガス使用契約の種別に応じて割引種別を変更し、適用します。変更後の割引種別は、変更後のガス使用契約成立日以降に到来する電気の計量日を含む使用期間に適用します。
- ⑧ 割引種別の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款 4 (2) および(3)の規定に準じます。

## 8. 契約電流または電気料金プランの変更

- (1) 当社が、お客さまからの契約電流の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約電流にもとづく基本料金を、原則として、変更を承諾した後に到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。
- (2) お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電流を新たに設定もしくは変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、契約電流を変更することはできません。
- (3) 当社は、お客さまがこの定義書にもとづく契約の適用開始日の直後の計量日から1年目の日が属する月の計量日の経過前に、他の電気料金プランへの変更を申し込まれた場合、その申し込みを承諾できないことがあります。
- (4) 契約電流または電気料金プランの変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款 4 (2) および(3)の規定に準じます。

## 9. マイホームあかり・ライトの定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、マイホームあかり・ライトの定義書を変更する場合には、電気需給約款 4 の規定に準じます。
- (2) 当社は、マイホームあかり・ライトの定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) マイホームあかり・ライトの定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は電気需給約款 4 (2) および(3)の規定に準じます。

# 別 表

## 1. 燃料費調整

### (1) 燃料費調整額の計算

#### ① 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって計算された値とします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格計算期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格計算期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格計算期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1970$$

$$\beta = 0.4435$$

$$\gamma = 0.2512$$

また、各平均燃料価格計算期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

#### ② 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって計算された値とします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

イ. 1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を下回る場合

燃料費調整単価

$$= (44,200\text{円} - \text{平均燃料価格})$$

$$\times ((2)\text{の基準単価} \div 1,000)$$

ロ. 1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を上回る場合

燃料費調整単価

$$= (\text{平均燃料価格} - 44,200\text{円})$$

$$\times ((2)\text{の基準単価} \div 1,000)$$

#### ③ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格計算期間の平均燃料価格によって計算された燃料費調整単価は、その平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用します。各平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりとします。

平均燃料価格計算期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の計量日から 6月の計量日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日から 7月の計量日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日から 8月の計量日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日から 9月の計量日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日から 10月の計量日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の計量日から 11月の計量日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の計量日から 12月の計量日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年 の1月の計量日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の計量日から 2月の計量日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の計量日から 3月の計量日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の計量日から 4月の計量日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の計量日から 5月の計量日の前日までの期間

#### ④ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に②によって計算された燃料費調整単価を適用して計算します。

#### (2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値で、次のとおりとします。

1キロワット時につき	0.228円
------------	--------

#### (3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)①に規定する各平均燃料価格計算期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)②の規定によって計算された燃料費調整単価を当社ホームページに掲載します。